

○古賀市基本構想の策定に関する条例

平成 23 年 9 月 30 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(策定の原則)

第 2 条 市は、基本構想を定めるものとする。

2 市は、基本構想に即して行政の運営を図るようにしなければならない。

(策定の手続)

第 3 条 市長は、基本構想を定めるときは、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、基本構想を定めるときは、その必要な事項について、あらかじめ古賀市基本構想審議会条例（昭和 44 年条例第 23 号）に定める古賀市基本構想審議会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本構想を定めるときは、議会の議決を経なければならない。

4 市長は、基本構想を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前 4 項の規定は、基本構想を変更する場合について準用する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、基本構想の策定に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。